

論考

法人処罰と役員等の損害賠償責任

—日産自動車金商法違反事件—

神奈川大学法学部教授 藤田英人

● 1 はじめに

2022年3月3日、東京地方裁判所は、カルロス・ゴーン元会長ならびにグレック・ケリー元代表取締役の両名が共謀して、有価証券報告書にカルロス・ゴーン元会長の報酬額を過少記載して提出した事件について、日産自動車に対して、金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）により罰金2億円の有罪判決を言い渡した。しかし、法人としての日産自動車は、この判決に対する控訴を行わないことに決定し

た。なお、金融庁からも、2020年2月27日付で、虚偽有価証券報告書を提出したものとして、課徴金納付命令の決定がされている。

金融商品取引法に基づいて、法人の罰金・課徴金について役員等に対して損害賠償請求することの可否について、日産自動車金商法違反事件を通して、法人処罰の特徴を明らかにし、そのあり方を検討することが本稿の目的である。

● 2 日産自動車金商法違反事件の概要

日産自動車金商法違反事件は、有価証券報告書の役員報酬過少記載からはじまり、カルロス・ゴーン元会長の特別背任罪を追及する事件に発展している。有価証券報告書のカルロス・ゴーン元会長の役員報酬過少記載は、2011年3月期から2018年3月期の8年間で約91億円であるとして、証券取引等監視委員会は、カルロス・ゴーン元会長と法人としての日産自動車を刑事告発し、その後2018年12月10日、東京地検特捜部はカルロス・ゴーン元会長、グレック・ケリー元代表取締役、法人としての日産自動車を金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）で東京地方裁判所に起訴し、2022年3月3日、グレック・ケリー元代表取締役に対して懲役6か月、執行猶予3年の有罪判決、

法人としての日産自動車に対して、求刑通り罰金2億円の有罪判決が下されている。

なお、この事件は、内部通報を受けたことから内部調査を行い、不正に関与した元秘書室長らが司法取引を行って検察の調査に協力したものとされている。したがって、元秘書室長らは不起訴となり逮捕を免れた。

証券取引等監視委員会の課徴金納付命令の勧告は、時効5年にかからない2015年3月期から2018年3月期の4年分が対象となった。本来の課徴金の算定額は、約40億円であったが、証券取引等監視委員会の調査が始まる前に日産自動車が違反事実を自主申告していたことから減免制度が適用され、約24億2,500万円となった。

さらに、2020年2月27日付で、金融庁から